

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成29年 9月28日にパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	非常用ディーゼル発電設備(A)清水加熱器ポンプにおいて、ポンプ軸受ケース内径とポンプ軸受外径の間隙寸法に許容値超えが認められたため、当該部を点検・修理。	GⅢ	
2	1号機	補機冷却海水系原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(B)入口弁、出口弁または貝殻除去装置排水弁のいずれかにおいて、シート部に漏えい(海水)が認められたため、漏えい弁の調査及び点検・修理。	GⅢ	
3	4号機	海水熱交換器建屋レイダウ用クレーン(A)において、作業前点検実施時に巻き上げ操作が停止するとともに電動機カバー内より発煙が確認された。今後、当該原因を調査。なお、一般回線により消防署へ連絡し進展性のない事象である事から火災でない判断された。	GⅡ	
4	3・4号廃棄物処理設備	4号機高電導度廃液系受ポンプ(B)軸封部において、漏えい(排水受内に約2秒に1滴滴下)が認められたため、当該軸封部を点検・修理。	GⅢ	